

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習



山本係長

課長

石井係員

東西市障害者虐待防止センター

障害者虐待防止研修 自治体職員コース

養護者による障害者虐待の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習です。
3時間を予定しています。

養護者虐待の通報を受理した場合の対応の流れを演習で体験し、実際の場面に活かしていただきたいと思います。東西市直営の障害者虐待防止センターの通報受理後の対応をどうするか考えてください。

演習のグループの人数は、4～8人が適当です。

演習のグループ発表の後に、ファシリテーターから感想や意見をもらうといいでしょう。

はじめに、グループ毎に自己紹介をしてください。

1. 相談、通報及び届出の受付

(個人ワーク)

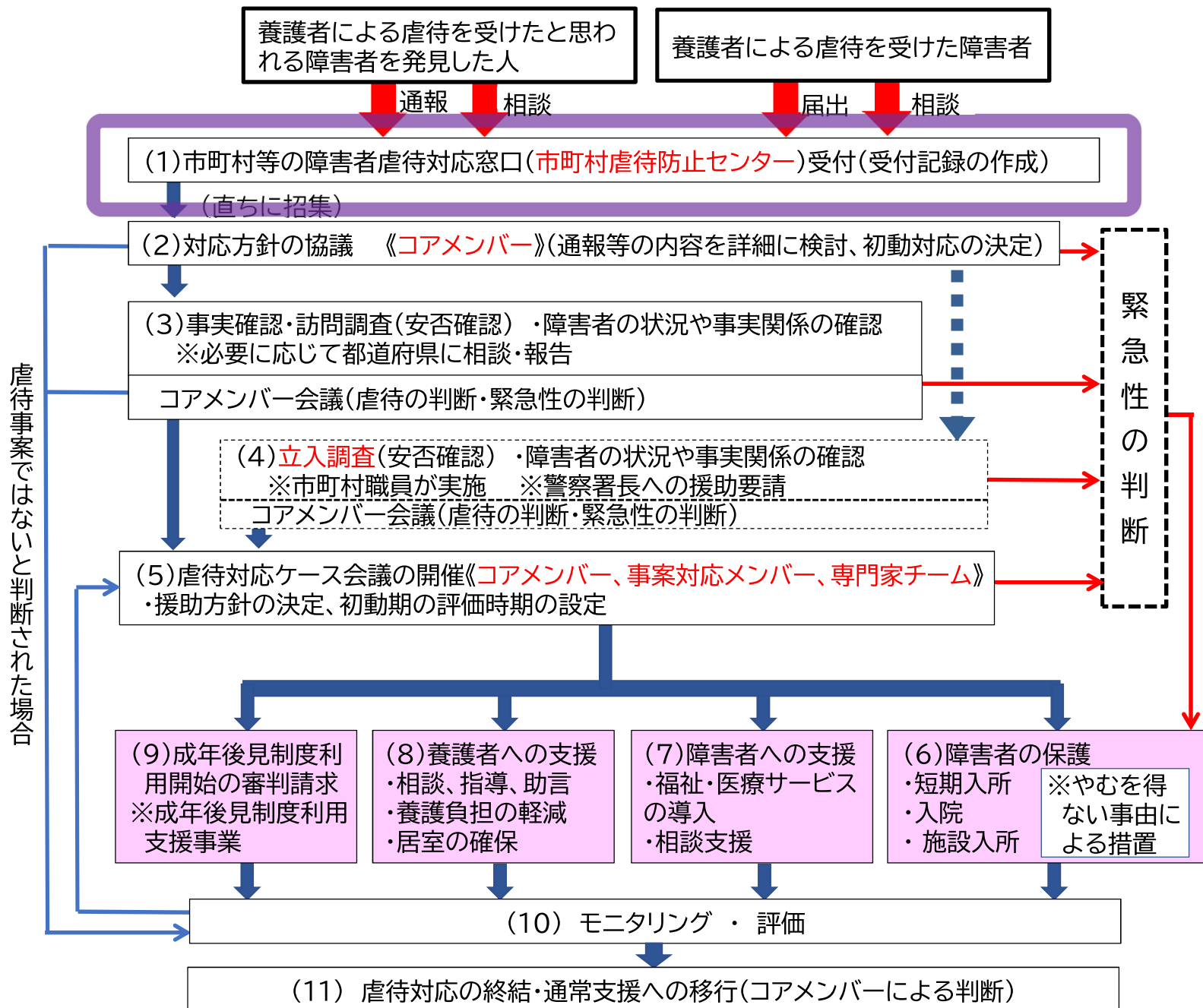
養護者虐待の疑いで通報電話がかかってくる。

動画1を見ながら、通報内容のメモを作成してください。

動画視聴後、メモを参考にしながら「相談・通報・届出受付票」を作成していただきます。

(手引きP.49)

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



※通報者には、勇気を出して連絡して下さったお礼と労いのことばを忘れないようにしましょう

※通報者の秘密は守ることを伝えましょう。

※今後の対応は行政で進めるため、結果はお伝えできないがしっかり対応するので安心して下さい、と伝えましょう。

2.「相談・通報・届出受付票」の作成

(個人ワーク)

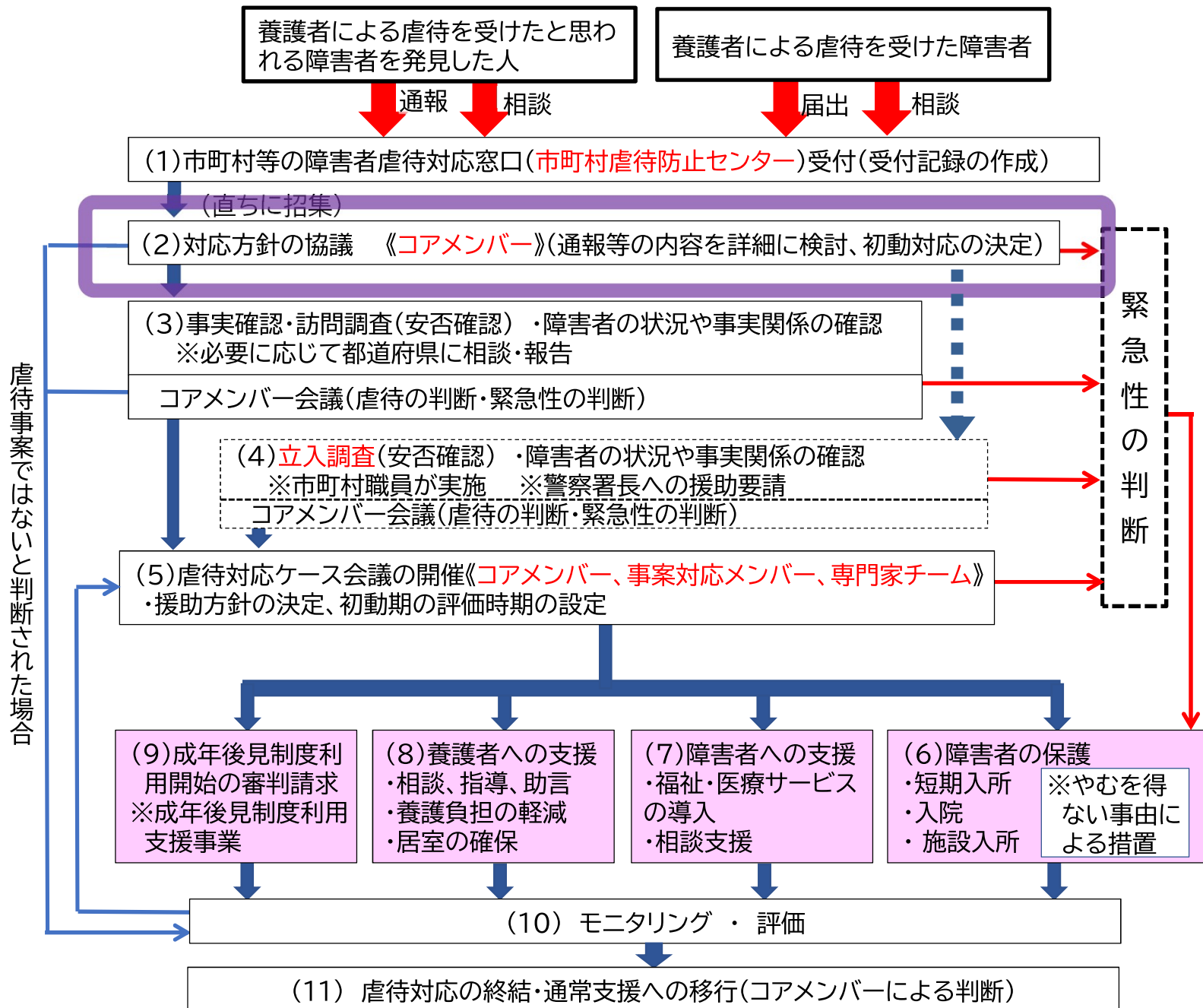
通報を受理した職員の立場で、各自作成した通報記録のメモから、「相談・通報・届出受付票」を作成してください。

(手引き・P.49)

3. 対応方針の協議

「相談・通報・届出受付票」をもとに、初動の対応方針を決める打合せを行います。
動画をご覧ください。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



※コアメンバー会議の開催と参加者

ここでは、「虐待の判断」「緊急性の判断」「支援方針の決定」を行います。
担当者でのみで決定するのではなく、担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者等の構成員によって組織的に行います。

また、**ケースの状況に応じて基幹相談支援センターにも出席を求める**などし、必要最小限のメンバーで市としての方針を決定する会議です。

したがって、方針決定にあたり、必要に応じて市町村の虐待対応業務外の担当職員等にも出席を求めることができますが、**市町村職員及び業務委託を受けた市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センター以外の者**、例えば、障害福祉サービス事業者等の職員**に出席を求めることはできません。**

コアメンバー会議に参加する虐待対応担当職員及び他部署職員の間では、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」として、事実確認に基づく当該障害者等の個人情報等を利用することが可能です(障害者虐待防止法第9条第1項に基づく対応)。

※「法令に基づく場合」に該当するため、コアメンバー会議に参加する市町村障害者虐待防止センターや基幹相談支援センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要(個人情報保護法第20条第2項第1号)。
(手引きP. 59)

3. 対応方針の協議

(グループ演習)

課長であるあなたは、通報を受理した職員から「相談・通報・届出受付票」の提出と報告を受けました。あなたは、すぐに初動対応の方針を決定しなくてはなりません。対応方針の協議には、あなた(課長)と障害者虐待防止センター担当の山本係長、石井係員が集まりました。

あなたは、通報内容から緊急性をどう判断しますか。手引きP.52～53「緊急性が高いと判断できる状況(例)」も参考にしてください。

次に、緊急性の判断に基づいて障害者虐待防止センター担当の職員の誰に何をすることを対応方針として指示しますか。また、いつまでに行なうよう指示しますか。

グループで話し合ってください。

(手引き・P.52～53)

(2)対応方針の協議のポイント

ア 初動対応の決定

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び**緊急対応が必要な場合であるかどうかを判断**します。

これらは相談等の受付者個人ではなく、受付記録をもとに担当部局管理職や事案を担当することとなる者、市町村障害者虐待防止センターの担当者が構成員となるコアメンバーによって**組織的に行う**ことが重要です。

ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる**事実確認の方法**や**関係機関への連絡・情報提供依頼等**に関する今後の対応方針、**職員の役割分担等**を決定します。

また、**事実確認の日時の決定**と事実確認の結果を受けて**コアメンバー会議の開催日時まで決定**しておくこと、緊急性の判断や対応をスムーズに進めることができます。
(手引きP.52～53)

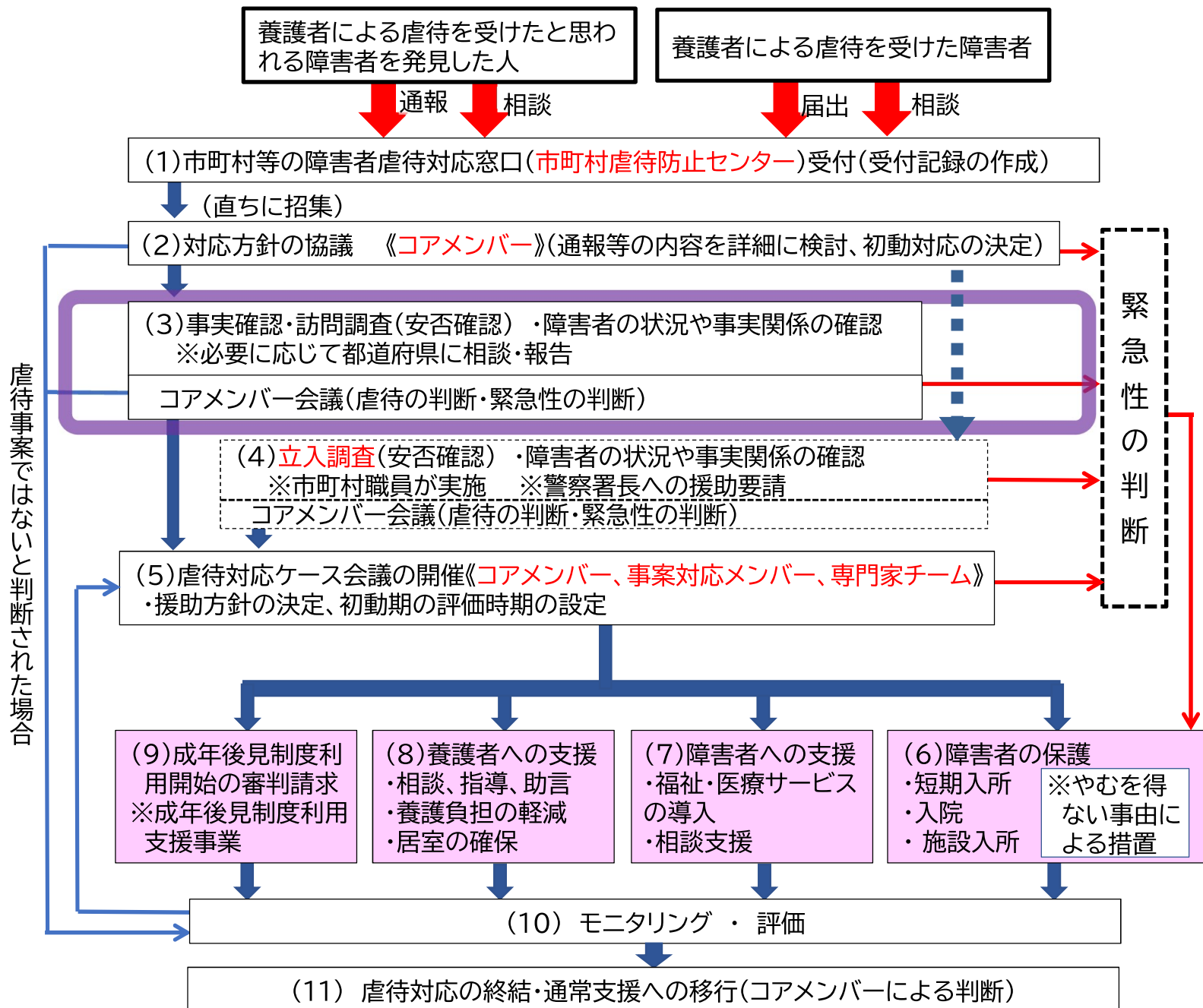
(判断の例)

通報の内容から、緊急性の判断を行うには情報が不足している。緊急性がないと判断できるまでは、緊急性ありの前提で初動対応を行うことが必要と判断。

至急、訪問調査を行い、情報収集して、事実を確認し、さらに対応方針を検討することとし、山本係長と石井係員で、晴美の母・京子を訪問する前に、就労継続支援B型事業所、計画相談支援の担当相談支援専門員、祖母の希美、父親の正雄から状況について話をきいてくることを指示した。

情報収集した後、翌日対応方針を決定する会議を開くこととした。

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



4. 事実確認、訪問調査

(グループ演習:晴美さんの母親・京子さんへの聞き取り内容の整理)
聞き取り記録1・2・3・4配布

山本係長と石井係員は、就労継続支援B型事業所みなみに行き、管理者の新井真一さんから晴美さんと家族のことについて聞き取りをしました。

また、計画相談の担当相談支援専門員・菊池恵子さんからも話を聞きました。

その結果が、就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん(聞き取り記録1)と相談支援専門員・菊池恵子さん(聞き取り記録2)からの聞き取り記録ですので読んでください。

また、近所に住んでいる晴美さんの祖母松原希美さん(聞き取り記録3)、京子さんの夫の正雄さん(聞き取り記録4)からも聞き取りした記録がありますので、読んでください。

この後、山本係長と石井係員は、晴美さんの自宅に行き、晴美さんの母親の京子さんから聞き取りをすることになりました。京子さんからどのような内容の聞き取りを行なうか、内容を整理してください。

(手引き・P.52～59)

※ 事実確認調査の基幹相談支援センターへの委託

市町村は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります(第9条)。

法第9条の事実確認の業務については、基幹相談支援センターに委託することとして差し支えないこととしています。
(手引き P.54)

ただし、養護者による虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている可能性があると考えられる場合は、事実確認の流れの中で一体的に立入調査を行う可能性があるため、その場合は、この事実確認は、立入調査権を持つ市町村担当部署の職員(市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員(市町村職員としての身分を有する者に限る)を含む。)が自ら行う必要があります。
(手引き P.61～65)

(訪問調査を行う際の留意事項)(手引きP. 56)

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者とともに養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

② 複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③ 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断でき迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。

(訪問調査を行う際の留意事項)(手引きP. 56)

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。なお、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は**養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。**

- ・ 職務について …………… 担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について ……… 調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について …… 障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、**障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないよう十分な配慮が必要**です。

- ・ 身体状況の確認時 ……… 暴力や性的虐待等の事実確認のため衣服を脱ぐ必要がある場合は、同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り …… **第三者のいる場所では行わない。**
- ・ 訪問調査→措置入所時 …… 養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、担当部署の連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところ。

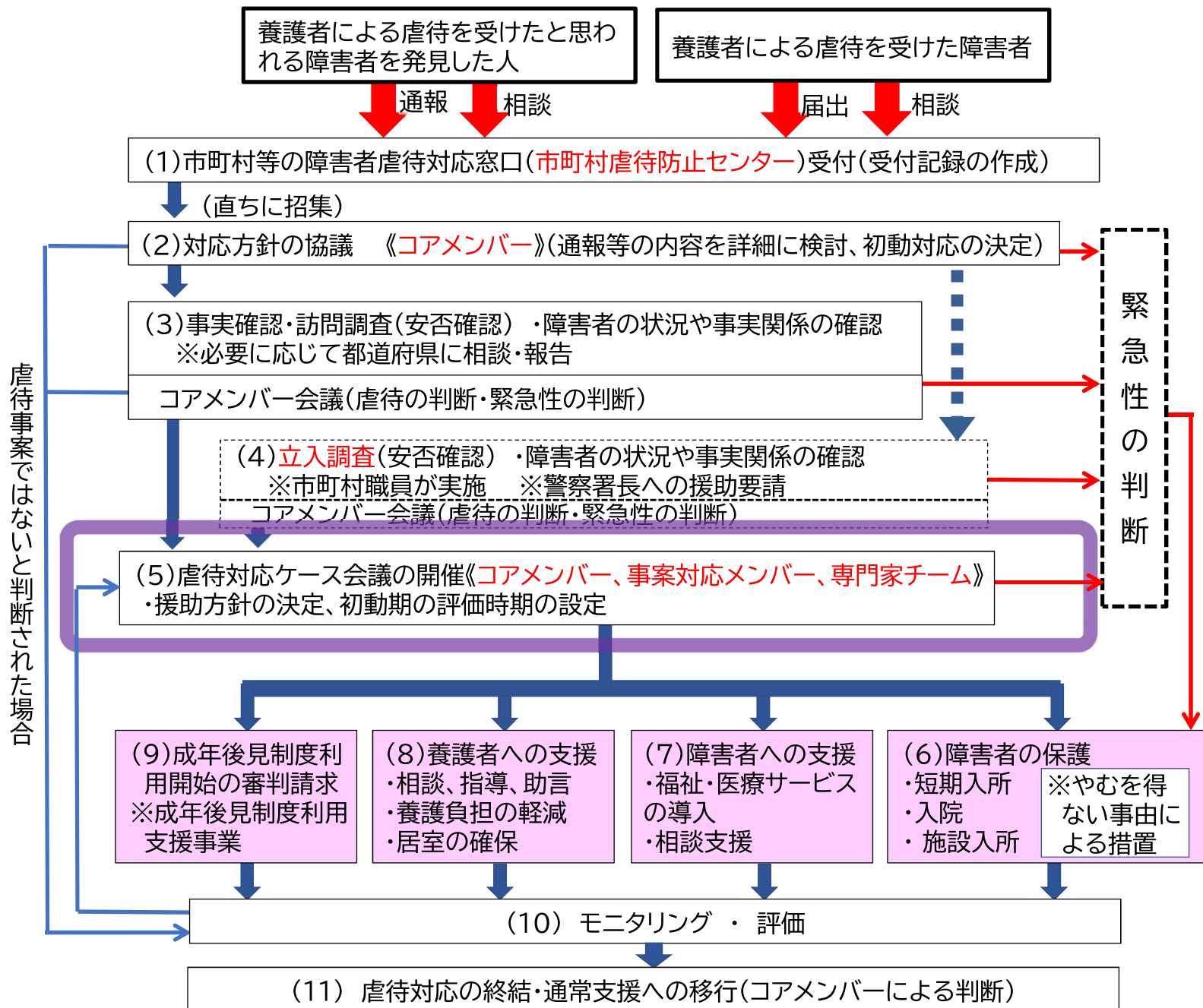
5. 訪問調査を行う際の留意点

(グループ演習4:母親への訪問理由の説明)

山本係長と石井係員は、自宅を訪問した理由を京子さんが拒否的にならないように説明する必要があります。どのように説明したら、どのような反応が返ってきそうか想定しながら、説明の仕方を考えてください。

(手引き・P.56)

養護者による障害者虐待への対応(市町村)(手引きp.46)



6. ケース会議の開催

(演習5:支援方針の決定)

晴美さんの母親の京子さんの聞き取り記録を作成しました(聞き取り記録5)。

就労継続支援B型事業所みなみ管理者新井真一さん、計画相談の担当相談支援専門員の菊池恵子さん、晴美さんの祖母の松原希美さん、晴美さんの父親の正雄さんからの聞き取り記録に加えて、京子さんが診断を受けている適応障害の情報を整理しました(資料1)。これらを元に、障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート(手引き・

P.69)を作成しました。

課長は、虐待の緊急性は高くないと判断した上で、山本係長、石井係員を集めて対応方針を検討することにしました。

これらの記録から、今回の事案に関係する家族の「(資料2)ジェノグラム・エコマップ」、
「(資料3)生活史年表」を作成しました。これまでの記録も含め、岡田京子さんが晴美さんを叩こうとした背景を分析してください。

また、分析を元に養護者である京子さんに対して、どのような支援を行うか検討してください。その際、晴美さん、正雄さん、希美さん、就労継続支援B型事業所みなみ、計画相談担当の相談支援専門員への対応方針も検討してください。

(手引き・P.67)

(5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定(手引き P. 67)

訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、市町村障害者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています(第9条)。

ここでは、市町村が実施したコアメンバー会議において策定した対応計画に基づく具体的な支援方法、役割分担、進捗状況を確認するための初動期の評価の時期などを設定します。また、本人や家族の状況が変化するなど新たな情報を収集した場合の対応方法についても検討しておきます。

虐待対応ケース会議は、初動期以降も適宜実施し、対応の評価を行うことが重要です。

ア 虐待対応ケース会議の開催

市町村は会議を開催するに当たって、市町村障害者虐待対応協力者を、虐待対応ケース会議への関わりに応じて、コアメンバー、事案対応メンバー及び専門家チームに分類しておくことが必要です。

虐待対応ケース会議の参加メンバーは、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成されます。また、虐待の緊急性がある場合など速やかに開催することが必要ですが、状況に応じて電話等を利用する等柔軟な会議の持ち方が必要となることも考えられます。

イ 個人情報の取扱い

コアメンバー会議や虐待対応ケース会議において、市町村及び障害者虐待対応協力者は、個人情報保護法第27条第1項第1号及び第69条第1項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です(障害者虐待防止法第9条第1項に基づく対応)。

障害者虐待に関する対応の心構え

- ・障害者の安全の確保を優先する
- ・これまでの取り組みに対する敬意を忘れず、批判的にならない
- ・虐待が起きた背景に目を向ける
- ・障害者の自己決定の支援を忘れない